

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第83号	
事故等名	引船第二十五洞海丸台船船名不詳運航不能(推進器損傷)	
発生年月日時刻	平成20年12月11日17時30分ごろ	
発生場所	関門海峡早鞆瀬戸 (概位 北緯33° 58.7′ 東経130° 59.0′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月12日門司・地方事故調査官が、関門マーチスからの情報により事故の事実を認知。12月19日第二十五洞海丸船長から電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 引船 第二十五洞海丸 149トン	
船舶番号(IMO番号)	126494	
船舶所有者等	洞海運輸株式会社	
船種・船名・総トン数	B 台船 船名不詳 不詳	
船舶番号(IMO番号)		
船舶所有者等	不詳	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	A 推進器に曲損	
事故等の経過	A船は、B船を引いて大阪港を出航し、関門航路を長崎港へ向けて西航中、平成20年12月11日17時30分ごろ、古い漁網が推進器に絡まり、航行不能となった。直ちに同地点で錨泊し、手配したタグボートの助けを借りて門司港田野浦岸壁にシフトしたのち、漁網の除去を行った。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事実の解析	なし あり なし A船は航行中、古い漁網が推進器に絡まったことにより、プロペラに曲損を生じたことが考えられる。
原因	本インシデントは、A船が航行中、浮遊していた漁網が推進器に絡まったため、同推進器が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	